

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.1

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工 程 関 係	☐ 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名：)	☐ 調整項目 (☐ 資材等の流用 ☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整 ☐ 施工順序の調整 ☐ その他 () ☐ 別途協議)
	☒ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	☒ 制限する工種名 (被覆防食、防眩材設置) 施工時期及び施工時間 (別紙特記仕様書に記載) 施工方法 ()
	☐ 他機関との協議が未完了	☐ 協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 ()
	☐ 占用物件との工程調整の必要あり	☐ 占用物件名 (☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他 ())
	☒ その他 (別紙特記仕様書に記載)	☒ その他 (別紙特記仕様書に記載)
用 地 関 係	☐ 用地補償物件の未処理箇所あり	☐ 未処理箇所 (☐ 別添図等 ☐ No. ～No. ☐ 別途協議) ☐ 完了見込み時期 (☐ 令和 年 月 頃 ☐ 別途協議)
	☐ 仮設ヤードの有無	☐ 仮設ヤード (☐ 官有地 ☐ 民有地 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 仮設ヤード使用期間 () ☐ 仮設ヤードからの運搬距離 (L = km) ☐ 使用条件・復旧方法 ()
	☐ その他 ()	☐ その他 ()
	☒ 施工方法の制限あり	☐ 制限項目 (☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉じん ☒ 排出ガス ☐ その他 ()) ☐ 施工方法等 (☐ 指定工法名 () ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 施工時期 ()
	☐ 事業損失防止に関する調査あり	☐ 調査項目 (☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前・事後調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 調査方法 (☐ 別途資料 ☐ その他 () ☐ 別途協議)
	☐ その他 ()	☐ その他 ()
安全対策関係	☐ 交通安全施設等の指定あり	☐ 交通安全施設等の配置 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 交通誘導警備員の配置 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 指定路線 ☐ 指定路線以外 ☐ 交通誘導警備員の配置人員数 ☐ 概算人数による算出 ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 人 B： 人 ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。 工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 ☐ 積上げによる算出 配置人員数 (人) (うち交通誘導警備員A (人)) (注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。) ☐ 交通誘導警備員の配置時間 () ☐ 交通誘導警備員の配置期間 () ☐ 交通誘導警備員配置の対象工種 ()
	☐ 近接施設等に対する制限	☐ 既存施設あり ・近接公共施設 (☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他 ()) ・近接施設 (☐ 擁壁 () ☐ ブロック塀 ☐ 家屋 ☐ その他 ()) ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 ☐ 工法制限あり ・制限を受ける工種 () ・制限内容 ()
	☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	☐ 安全防護施設等の配置 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 保安要員の配置 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議)
	☒ 現場での安全確保（自主施工の原則）	☒ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ☒ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	☒ 事故速報の提出	☒ 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。
	☒ その他（安全監視船）	☒ その他（対象工種において、安全監視船を1隻/日配置すること。）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.2

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工事用道路関係	☐ 一般道路（搬入路）の使用制限あり	☐ 経路及び使用期間の制限内容（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）
	☐ 仮設道路の設置条件あり	☐ 使用中及び使用後の措置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）
仮設備関係	☐ その他（ ）	☐ 用地及び構造（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）
	☐ 仮設備の設置条件あり	☐ 安全施設（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）
	☐ 仮設備の構造及び施工方法の指定	☐ その他（ ）
	☐ 水替工（締切排水工）	☐ 使用期間及び借地条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 転用あり（ ） ☐ 兼用あり（ ） ☐ その他（ ） ☐ 構造及び設計条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 施工方法（ ） ☐ 施工条件の指定なし ☐ 施工条件の指定あり ① 水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 ☐ その他（ ）
建設発生土・産業廃棄物関係	☐ 建設発生土受入地の指定あり	☐ その他（ ）
	☐ 建設発生土受入地未定	☐ 受入地の条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 運搬距離（L＝ km） ☐ 受入料金あり ☐ 受入料金なし ☐ 別途協議 ☐ その他（ ） ）
	☐ 産業廃棄物の処理条件あり	☐ 受入地未定につき別途協議する。（ ☐ 暫定運搬距離（L＝ km） ☐ その他（ ） ）
	☐ 産業廃棄物の処理条件あり	☐ 産業廃棄物の種類（ ☐ コン塊 ☐ アス塊 ☐ 木材 ☐ 汚泥 ☐ その他（ ）） ☐ 産業廃棄物の処分地（ ☐ 再生処分場（ ） ☐ 最終処分場（ ） ☐ 別添図書 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 ☐ 処分場の受入条件（ ） ☐ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。 ☐ 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。
工事支障物件関係	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
	☐ 工事支障物件あり	☐ 支障物件名（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 有線 ☐ その他（ ）） ☐ 移設時期（ ☐ 令和 年 月 頃 ☐ 別途協議） ☐ 防護（ ）
薬液注入関係	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
	☐ 薬液注入工法等の指定あり	☐ 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） ☐ 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ）
	☐ 提出書類あり	☐ 工法関係（ ） 材料関係（ ）
	☐ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	☐ その他（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.3

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
再生材使用関係	☐ 再生材使用の指定あり ☐ 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） ☒ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について ☐ その他（ ）	☐ 再生材の種類（ ☐ 再生Asコン ☐ 再生路盤材 ☐ 再生クラッシャーラン ☐ 道路用盛土材 ☐ 再生コン砂 ） ☐ 再生材が使用出来ない場合の措置（ ☐ 新材に変更 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） ☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議すること。 （ 認定製品の品名： ☐ 盛土材 ☐ 埋戻し材 ☐ サンドクッション材 ☐ 上層路盤材 ☐ コンクリート二次製品 ☐ グレーチング ☐ その他（ ） ） ☒ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （ 認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 ） ☐ その他（ ）
そ の 他	☐ 工所用機材の保管及び仮置きが必要あり ☐ 現場発生品あり ☐ 支給品あり ☐ 盛土材等工事間流用あり ☐ 現場環境改善費適用工事 ☒ 施工実態調査対象工事 ☐ その他（ ）	☐ 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ） ☐ 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ） ☐ 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） 時期（令和 年 月 日） その他（ ） ☐ 運搬方法（ ☐ 受注者で運搬 ☐ 受注者以外で運搬 ☐ 別途協議 ☐ その他（ ）） ☐ 引渡場所（ ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ その他（ ）） 数量（ ） 運搬距離（L＝ km） ☐ 現場環境改善の内容（率分）（ ） ☐ 現場環境改善の内容（積上）（ ） ☒ 調査対象工種（防食工） ☐ その他（ ）
適 用 条 件	☒ 適用条件	☒ 三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和7年4月）） 三重県を四日市港管理組合と読み替える。 ※ただし、1-1-1-43 6.技術者の専任・兼任での1人の主任技術者（監理技術者）が兼任できる工事数は、四日市港管理組合と県発注工事（応急工事等に係るものを除く）において2件以下とする。 ☐ 「土木構造物設計マニュアル（案） 編」を適用 ☒ 契約後のVE提案に関する特記仕様書 平成26年4月1日を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） ☐ 「工事監理連絡会」対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ※設計図書の照査完了後、実施について監督員と協議すること。 ☒ 電子メールを活用した情報共有における実施要領令和3年11月を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） ☒ 「建設工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）にかかる特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ デジタル工事写真の小黑板情報電子化に係る特記仕様書を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） ☒ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） ☐ （土木）「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年4月を適用 （三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ （土木）「週休2日交替制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年4月を適用 （三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ （港湾）「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年4月を適用 （三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ （港湾）「週休2日交替制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年4月を適用 （三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ 「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書〔令和2年8月改定版〕」を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） ☐ 「追加特記仕様書（基礎工（既製杭工））」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ 「ウィークリースタンス実施要領（令和6年4月1日）」の対象工事とする（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ その他（港湾鋼構造物防食・補修マニュアル（2022年版） 財団法人 沿岸技術研究センター） 重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 ☐ 全ての工種に適用する。 ☐ 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。
監督の区分（共通仕様書第3編3-1-1-4第6項、第10項に規定する表3-1-1(1)、表3-1-1(2)）	☒ 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。） ☐ 重点監督	
入札・契約方式	☐ 入札時VE方式 ☒ 契約後VE方式 ☐ 設計・施行一括発注方式 ☐ プロポーザル方式 ☒ 総合評価方式	☐ 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 ☒ 契約後にVE提案を受け付ける。 ☐ 細部設計の承認を受けなければならない。 ☒ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電 子 納 品	☒ 工事完成図書（工事写真含む） ☐ 電子納品対象外	☒ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、（ ☒ 2部 ☐ （ ）部）とする。 ☒ 四日市港管理組合CALS電子納品運用マニュアル（平成28年12月改訂）を適用 なお、工事番号の記入は省略する。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市港管理組合
令和7年5月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.4

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
地質調査の 電子成果品等	☐ 地盤情報データベースの登録の必要あり	☐ 検定及び登録機関（一般財団法人国土地盤情報センター（https://ngic.or.jp/）） ☐ 検定料金の計上（ ☐ A検定 ☐ B検定） （注：受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。）
産業廃棄物税	☒ 産業廃棄物税	☒ 本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ作成・登録	☒ コリンズ（CORINS）の作成・登録	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設発生土情報交換システム	☒ 建設副産物情報交換システム ☐ 建設発生土情報交換システム	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 ☐ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請関係 下請企業 次数制限	☒ 下請企業の次数制限	☒ 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
県内企業 使用 地元企業 優先使用	☒ 県内企業の使用、地元企業の優先使用	☒ 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。また、四日市市、菟野町、朝日町、川越町、桑名市、いなべ市、鈴鹿市、東員町に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
県内産製品 優 先 使 用	☒ 建設資材の県内産製品優先使用	☒ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 ☒ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
県産木材の 利用推進	☒ 県産木材の利用を指定する工種あり	☒ 次の工種においては、県産木材を利用する。ただし、県産木材が利用できない場合は、監督員と別途協議すること。 （工種： ☒ 工事案内看板（標示板） ☐ 仮設防護柵工 ☐ 公園施設工（ ☐ 植栽支柱工 ☐ 木製ガードレール ☐ バリケード ☐ 土留工 ☐ 階段工 ☐ 残存型枠工 ☐ 木製デリネーター ☐ 木柵・丸太柵工 ☐ 木筋・丸太筋工 ☐ 転落防止工 ☐ 水制工 ☐ 手すり ☐ マルチング ☐ 伏工（丸太伏工） ☐ 護岸工 ☐ 木橋、木道 ☐ 木製案内誘導看板等 ☐ 立入防止柵（仮設工） ☐ 根固工（木工沈床工） ☐ 丸太杭工 ☐ 治山ダム工 ☐ その他（ ☐ ） ☐ 木製型枠（ ☐ 場所打擁壁工 ☐ コンクリート堰堤工 ☐ 橋台工 ☐ 橋脚工 ☐ 張りコンクリート工 ☐ その他（ ☐ ）） ☒ 上記で指定した工種においては、県産木材の使用が証明できる資料（県産材証明書、納品書等）を監督員に提出しなければならない。 なお、工事案内看板（標示板）及びバリケードについては、「県産木材の使用が証明できる資料」の流用を可とする。 ☐ 木製型枠については、設計図書に明示した箇所について県産材型枠用合板を使用するものとし、特有の表面塗装（色）がされている等、見分けが容易なものとすること。また、実施に当たっては以下によるものとする。 ・受注者は施工計画書に県産材型枠用合板の使用箇所、数量について記載すること。 ・受注者は、県産材型枠用合板が使用できない場合は、監督員と別途協議すること。 ・受注者は、県産材型枠用合板の設置完了時の写真を監督員に提出し、確認を受けること。 ・受注者は、使用した県産材型枠用合板の使用箇所、数量について報告すること。 ・受注者より報告された数量に基づき、設計変更の対象とし、従来品との差額を計上する。 ☐ 加圧注入による防蟻・防蟻処理の性能区分について、設計図書に明示あり。 ☐ 加圧注入による防蟻・防蟻処理の性能区分を証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。 ☐ 木製ガードレールについては、平成10年11月5日付建設省道環発第29号「防護柵設置基準の改定について」及び同関連通達「車両用防護柵性能確認試験方法について」に定められた試験方法により、土木研究センターにて検証し防護柵の性能を満たしたものであることを証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。
不当介入を 受けた場合の 措置	☒ 不当介入を受けた場合の措置	☒ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
不当要求等 を受けた場合の 措置	☒ 不当要求等を受けた場合の措置	☒ 受注者又は下請負人等が不当要求等を受けた場合は、受注者から 発注者にその事実を報告すること。 また、受注者又は下請負人等に対する不当要求等の疑いがある行為について相談したい場合は、発注者に躊躇なく相談すること。
工事实態調査	☒ 工事实態調査	☒ 四日市港管理組合低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事实態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事实態調査に協力すること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.5

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
社会保険等未加入対策	☒ 社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	☒ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
監理技術者等の兼務	☒ 監理技術者等の兼務	☒ 建設業法第26条第3項第1号（専任特例1号）、建設業法第26条第3項第2号（専任特例2号）及び建設業法第26条の5（専任特例営業所技術者）の規定の適用を受ける監理技術者等の配置を行う場合は、三重県公共工事共通仕様書に記載の要件を全て満たすこと。
時間外労働の上限規制の適用	☐ 時間外労働の上限規制の適用	☐ 本工事は、労働基準法第139条第1項「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事である。
不可抗力による損害	☐ 災害応急対策又は災害復旧に関する工事 （建設工事請負契約書の条項第30条第4項ただし書）	☐ 本工事は、建設工事請負契約書の条項第30条第4項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特 記 仕 様 書

1. 適用

本特記仕様書は、霞ヶ浦地区 70 号岸壁ほか予防保全(被覆防食)等工事(その 2)に適用する。

2. 工事用基準

基準面：四日市港四管検潮所 YP-0.12m(ODL)

3. 工事仕様

3-1. 全般

- (1) 本工事は、供用中の岸壁の工事であるため、船舶への影響が生じる。したがって、周辺関係者との工事に関する周知、調整を行い、荷役作業や航行の支障とならないようにすること。また、事故や苦情のないよう注意すること。
- (2) 工事に伴う資機材を岸壁背後に仮置きする場合は、監督員の承認を得ること。なお、上記内容に伴う資機材の管理又は安全対策については受注者の責任にて行うこと。
- (3) 別途公告中の工事（霞ヶ浦地区 27 号岸壁改良工事）と同一岸壁での施工となることから、十分に調整を行い、円滑な工事の施工に努めること。
- (4) 船舶の着岸や荷役により連続施工が不可能となり手待ち状態になることが起こり得るが、これについての賃金割増は計上しない。

3-2. ペトロラタム被覆

(1) 被覆防食適用範囲

- ・ 朔望平均干潮面 L.W.L (Y.P-1.0m) 以上

(2) 被覆防食各条件

①環境条件

潮位：H.W.L・・・Y.P+2.36m

M.S.L・・・Y.P+1.30m

L.W.L・・・Y.P+0.0m

②防食方式

- ・ 樹脂製保護カバー方式による被覆防食法

(3) 被覆防食の出来形管理基準について

- ・ 取付高さの測定単位は 1cm とする。

(4) 被覆防食の品質管理基準について

- ・ 品質規格は、以下のとおりとする。

(JIS Z 1903:2007 ペトロラタム系防食ペースト)

塗布量は 0.4kg/m² 以上とする。

(JIS Z 1902:2009 ペトラタム系防食シート)

ペーストを塗布後、ペトラタムシート (2.2mm 以上) を速やかに施工すること。

(JIS Z 1902:2009 ペトラタム系防食テープ)

ペーストを塗布後、ペトラタムテープ (1.1mm 以上) を速やかに施工
(55%以上ラップで巻き付け) すること。

(保護カバー)

材質については、樹脂製カバーとし繊維強化プラスチック (FRP) 厚さ 2.0mm 以上とする。

(端部シール材)

水中硬化型エポキシ樹脂を用いること。なお、使用料は 1.0kg/m 以上塗布すること。

3-3. 防舷材工事

- (1) 削孔径、削孔長は樹脂カプセル・アンカーボルトの寸法規格に見合ったものとし、孔内清掃を十分に行うこと。
- (2) 防舷材の性能値として、吸収エネルギー値 88.6KN・m 以上、反力値 419KN 以下を満たすこと。
- (3) 防舷材の取付位置について、監督員の承認を得ること。また、防舷材取付後、ナットとワッシャーの点溶接 (2~3 点) を行うこと。

4. その他施工

27 号岸壁コンテナターミナルへの出入りは原則として以下の時間帯とし、やむを得ず指定時間外の出入りをする際は、名古屋四日市国際港湾株式会社、コンテナターミナル利用者及び監督員の承諾を得ること。

出入り指定時間帯：月曜日から土曜日 (0:00~8:00、12:00~13:00、16:30~24:00)

※上記指定時間帯で出入りが出来ない場合もあるため、その都度確認すること。

5. 成果品

工事完成時には特記仕様書に示した電子成果品のほか、以下のものを紙媒体により納品すること。

- ・ 工事完成図書 (工事完成図、出来形・品質管理結果、工事写真) ・ ・ ・ 各 1 部

追加特記仕様書

特例監理技術者等の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、（１）～（１２）の要件を全て満たさなければならない。ただし、兼務する工事は特例監理技術者の配置が可能な工事であること。（兼務する工事の発注機関に技術者の配置について確認済であること。）
 - （１） 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （２） 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （３） 監理技術者補佐は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （４） 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までであること。
 - （５） 低入札工事でないこと。
 - （６） 24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。
 - （７） 特例監理技術者が兼務する工事は、四日市市・川越町内の工事であること。
 - （８） 公共工事であること。四日市港管理組合発注工事に限らず、国・県・市町など公共機関等の発注工事も対象とする。
 - （９） 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
 - （１０） 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （１１） 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
 - （１２） 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。
2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として他工事と兼務する場合は、現場代理人等選任（変更）通知書に加えて、（９）～（１２）についての内容がわかる業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書を提出すること。また、工事途中において配置を行う場合も同様とする。
3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

安全監視船算出表(参考資料)

【算出表】

工 種 名	Q		H		Q/H=C	日当配隻N(隻／日)	作業隻数 C*N (隻) 少数第2位を四捨五入
	設計作業量		日当作業量		実作業日数(日) 少数第2位を四捨五入		
	数量	単位	数量	単位		安全監視船	安全監視船
足場設置撤去(鋼矢板)	60	m		m		1	
下地処理(鋼矢板)	228	m2		m2		1	
被覆防食(鋼矢板)	228	m2		m2		1	
端部処理(鋼矢板)	230	m		m		1	
防舷材取り付け(H500～800mm未満、陸上)	1.0	基		基		1	
防舷材取り付け(H500～800mm未満、陸上)	1.0	基		基		1	
足場設置撤去(単管足場)	12.0	m2		m2		1	

【安全監視船合計隻数】

安全監視船種別	合計人数
安全監視船(2人乗船)	隻

※整数に切り上げ

【安全監視船作業条件表】

安全監視船作業条件	単価補正率
昼間	なし